

《議題 2》参考資料 1

「千葉県職員倫理規則逐条解説」抜粋

9 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 三 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 四 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき。
- 六 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。
- 七 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき。

- 1 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合は、自己の飲食に要する費用の額にかかわらず、倫理監督者へ届け出なければなりません。
- 2 自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することは禁止行為とはなりません。原則として事前に届出をさせることにより倫理監督者に対して当該飲食の事実を明らかにし、飲食を通して職員と利害関係者との不適切な関係につながることを未然に防止することを目的とする届出制度を措置することとしたものです。
- 3 利害関係者との必要な情報交換が阻害されることを防止するとともに、制度の実効性を確保するため、透明性が確保されているなど、利害関係者との不適切な関係につながるリスクの低い飲食は、届出の対象から除外し、届出に係る職員の事務負担を軽減することとします。届出の対象から除外する飲食の具体的な内容は、4で示すとおりです。
- 4 届出の対象から除外する飲食についての個別の考え方
(1) 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき（第1号）
当該会合における参加者や飲食の内容などを決定するに当たっては、県が組織的に関与しており、

《議題 2》参考資料 1

透明性が確保されていることから、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、次の2つの場合には、届出を不要としたものです。

- ・ 県が主催する会合で利害関係者と飲食を共にする場合
- ・ 県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会合で利害関係者と飲食を共にする場合

「県に事務局を置く」とは、県の庁舎内に物理的に事務局を置いていることではなく、県が実際に事務局としての事務を担当していることを指します。規約等で県が事務局を担当することを明記している場合はもちろん、そうでない場合でも、実態として事務局としての事務を担当していれば本号の対象となります。また、例えば、「関東甲信越地区〇〇主管課長会議」のように、千葉県を含む各自治体が持ち回りで事務局を担当しているような場合も、千葉県が事務局を担当している期間については「県に事務局を置く」に含まれます。

「法人その他の団体」は、法人格を有する団体のみならず、権利能力なき社団や任意団体など法人格を有しない団体も含まれます。

「県に事務局を置く法人その他の団体」の具体例としては、県及び県内市町村の担当部課長等で構成される団体や国又は民間事業者も含めた関係団体で構成される団体などが挙げられます。

「主催する会合」は、県・団体が主催する会議や会議に準じた職務上の集まりに限られません。例えば、会議等の後に開催される懇親会等も含まれます。ただし、県・団体が主催する会議等とはいえないような、担当者同士の打合せや関係者有志による懇親会（例えば、単に関係者の親睦を目的に業務後に開催されるもの等）は含まれません。これらは、県又は県に事務局を置く法人その他の団体が「主催」しているとはいえ、県が組織的に関与しているとは言い難いと考えられるためです。

「主催する会合」の具体例としては、関係機関の担当者を対象とした研修会・講習会等の後に開催する情報交換会や民間事業者も参加するシンポジウム・セミナー等の後に開催する懇親会、(県が企画する)民間事業者の交流会などが挙げられます。

「飲食をすることが予定されたものに限る」ことの趣旨は、会合当日になって急に飲食物の提供がされる場合、透明性が確保されておらず、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いとは言えないため、原則どおりに届出を必要とすべきと考えられるためです。

(2) 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき（第2号）

事業者等により構成される法人その他の団体（業界団体等）の社員総会等や講演会等に付随して開催される会合は、当該団体の特定の構成員のために開催されるものではなく、また、職員が職務として当該団体の社員総会等や講演会等に出席する場合は、その前後の飲食も含めて、公務又は公務に準じたものと捉えることができます。そのため、そのような会合については、県が組織として職員の参加を把握しており、透明性も確保されていることから、特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、事業者等で構成される団体の社員総会等や講演会等に付随して、当該団体が主催する会合で利害関係者と飲食を共にする場合には、届出を不要としたものです。

「事業者等で構成される法人その他の団体」は、法人格を有する団体のみならず、権利能力なき社団や任意団体なども含まれます。

一方、事業者等で構成される法人その他の団体であっても、「商業、工業又は金融業その他営利を目

《議題 2》参考資料 1

的とする私企業を営むことを目的とするもの」は除外されています。この文言は、利潤を得てこれをその構成員に配分することを主な目的としている企業体を意味します。具体的には、営利法人（株式会社、合名会社など）、合弁会社、ジョイントベンチャー、投資事業組合、信用金庫などが挙げられます。

このため、本号の対象となるのは、一般社団法人、一般財団法人のほか、営利法人で構成されるいわゆる業界団体、営利法人以外の法人で構成される団体、職能団体、協同組合等ということになります。

なお、営利活動を行うことはあっても、法令等からそれが主たる目的ではないと認められる法人については、「事業者等で構成される法人その他の団体」に該当します。

「社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議」は、社員総会、評議員会のような法人その他の団体にとって重要な事項を意思決定する会議又は理事会のような通常の業務を執行するにあたり必要な意思決定をする会議の他、担当者会議のような会議も対象に含みます。

「講演会、講習会その他これらに類する会合」とは、法人その他の団体が県職員も対象にして実施する学習や普及啓発のための会合を意味します。

「職員が職務として出席する当該会議又は会合に限る」ことの趣旨は、職員が非営利団体の役員に就任しており、当該非営利団体の会議に参加する場合や、自己啓発のために講演会に参加する場合などは、社員総会等の会議又は講演会等の会合について県が組織として職員の参加を把握しておらず、透明性が確保されていないため、対象に含まないこととしたものです。

「付随して」とは、社員総会等の会議又は講演会等の会合の前後に飲食を伴う会合があることを指します。なお、社員総会等の会議又は講演会等の会合と飲食を伴う会合とで、実施会場が一緒である必要はありません。

「当該団体が主催する会合」に該当することを判断する一つの目安は、社員総会等の会議又は講演会等の会合についての案内の中に、飲食を伴う会合も併せて実施を予定している旨の記載があることです。この記載により、社員総会等の会議又は講演会等の会合と飲食を伴う会合の主催者が同一であることが確認できるためです。

なお、本号は社員総会等の会議又は講演会等の会合「に付随して」開催される会合での飲食を対象とし、社員総会等の会議又は講演会等の会合で飲食物が提供される場合には本号は適用されません。しかし、この場合には、勤務する時間内における飲食を届出の対象から除外する本条第4号を根拠に届出が不要となることが多いものと考えられます。社員総会等の会議又は講演会等の会合に職務として出席するのは、通常、勤務する時間内であると考えられるためです。

(3) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき（第3号）

職員は多数の出席者の目にさらされていることから、立食パーティーでの飲食により特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。また、倫理規則上、多数の者が出席する立食パーティーにおいて利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為から除外されていることとの均衡も考慮して、届出を不要としたものです。

「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられます。

「立食パーティー」とは、飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものを指し（第6条第2項第2号参照）、立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置かれていても構いません。

《議題 2》参考資料 1

(4) 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき（第4号）

利害関係者と出張中に昼食を共にする場合等、勤務する時間内における飲食は、時間も短く、飲酒も伴わないことが通常であることから、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、勤務する時間内において利害関係者と飲食を共にする場合には、届出を不要としたものです。

「勤務する時間」とは、正規の勤務時間であるか時間外勤務の時間であるかを問わず、現に勤務している時間を意味します。したがって、年次休暇等を取得した場合は、年次休暇等を取得した時間については「勤務する時間」に含まれません。

また、「休憩時間及び休息時間」とは、休憩時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条）及び休息時間（同条例第7条）を指します。

本号の具体例としては、利害関係者と出張中に昼食を共にする場合のほか、勤務時間内に参加した会議において提供された茶菓や弁当を、同席している利害関係者と共に飲食する場合は挙げられます。

(5) 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき（第5号）

公務員は、①飲食を通じて県職員と不適切な関係を構築してまで、所属団体に利益となるような行為を要求するインセンティブは低いこと、②民間企業の役員・従業員とは異なり、住民からの一定の監視が及んでいると考えられることの2つの点から、不適切な関係につながるリスクが低いこと、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、公務員である利害関係者と飲食を共にする場合には、届出を不要としたものです。

「公務員」は、一般職であるか特別職であるかを問いませんので、特別職である市町村の首長や消防団員なども含まれます。

「公務員」には県議会議員も含まれますが、県議会議員が議員活動をする限りは利害関係者に含まれないため、共に飲食をしたとしても、本条本文の「利害関係者と共に飲食をする場合」に当たらず、飲食の届出を提出する義務が生じません。

地方公務員は、特定の都道府県や市町村に勤務する者に限られず、一部事務組合や広域連合に勤務する者についても対象となります。

なお、国立大学法人や一般地方独立行政法人の役職員については、「国家公務員」や「地方公務員」に該当しませんので、当該役職員との会食については届出が必要となります。

(6) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき（第6号）

職員としての身分にかかわらない関係のある者との間で相手方の負担によらず行われる飲食は、私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。また、倫理規則上、利害関係者から飲食物の提供を受ける場合であっても、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合には、禁止行為から除外されていることとの均衡も考慮して、届出の対象から除外します。

したがって、私的な関係がある利害関係者と共にする飲食をする場合には、届出を不要としたものです。

《議題 2》参考資料 1

「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係をいいます（倫理規則第7条第1項）。したがって、職員として知り合い、職員として付き合っている場合には「私的な関係」には該当しません。

職場での上司や同僚との関係や職務上のカウンターパートなどとの関係は「私的な関係」には該当しません。また、退職者との関係も「私的な関係」には当たりません。

他方、職場の上司に仲人を頼んだ場合における仲人とそれを依頼した者としての関係については、「私的な関係」に該当することもあり得るものと考えられます。また、職員として知り合ってからその後恋人となった関係も、「私的な関係」に該当します。

(7) 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき（第7号）

利害関係者と共に飲食をする場合の費用を県が負担する場合、すなわち利害関係者との飲食の費用について公費が支出される場合は、当該飲食について公費の支出を決定する時点で県が組織として関与しており、透明性が確保されていることから、不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

「県の負担により」とは、飲食に係る費用を県が負担することを指します。具体的には、業界団体が主催する賀詞交歓会に交際費の支出により県職員が参加する場合や県が主催する会合において食糧費により県職員分も含めて飲食物を提供する場合を想定しています。

5 「やむを得ない事情」とは、職員本人の責めに帰すことができないような事情ですが、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ 届出の対象となる利害関係者はいない見込みであったが、実際には届出の対象となる利害関係者がいた場合
- ・ 会合後に利害関係者と急遽飲食をすることになったので、事前の届出ができなかった場合

【参考 届出の対象から除外する飲食についての一覧表】

	条文	具体例
(1)	県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき	・県が企画する民間事業者の交流会で共に飲食をする場合 ・県が事務局を担当している団体が関係機関の担当者を対象とした研修会の後に開催する情報交換会で共に飲食をする場合
(2)	事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。	・一般社団法人の社員総会後に同法人が主催する慰労会で共に飲食をする場合 ・業界団体による技術研修会の後に同団体が主催する情報交換会で共に飲食をする場合

《議題 2》参考資料 1

(3)	<p>多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20人程度が集まる立食形式の集まりで共に飲食をする場合
(4)	<p>勤務する時間(当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。)内において、利害関係者と共に飲食をするとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者と出張中に昼食を共にする場合 ・勤務時間内に参加した会議において提供された茶菓や弁当を同席している利害関係者と共に飲食する場合
(5)	<p>公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。)である利害関係者と共に飲食をするとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村や他県の職員と懇親会で共に飲食をする場合 ・市町村の首長と意見交換会で共に飲食をする場合
(6)	<p>私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親族や学生時代の友人と、割り勘で共に飲食をする場合
(7)	<p>自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体が主催する賀詞交歓会に交際費の支出により県職員が参加する場合 ・県が主催する会合において食糧費により県職員分も含めて飲食物を提供する場合